鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月31日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

## 鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則(昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改正前
別表(第3条関係) 略	別表(第3条関係)  略 注  1 授業料の1の項又は入学料及び入学選抜手数 料の項に該当することを理由として行う減免 は、火災、風水害等の非常災害が発生してから 1年以内に減免の申請が行われた場合に限る。 2 授業料の4の項(6)に該当することを理由と して行う減免は、事業の倒産、失業、離婚等の 事由が発生してから1年以内に減免の申請が行われた場合に限る。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。